

4月1日から令和6年度の経営所得安定対策等の申請手続きが始まります。

受付期間 4月1日(月)~7月1日(月)

経営所得安定対策等の交付金を受けるためには、「様式第1号A交付申請書」と「営農計画書」を最寄りの地域農業再生協議会（JA、市町）又は中国四国農政局香川県拠点へ提出する必要があります。

また、米のみを作付・販売する農業者でも、ナラシ対策への加入を考えている方は、「様式第1号A交付申請書」の提出が必要です。

なお、「様式第1号A交付申請書」の裏面「様式第1号B」がゲタ対策の交付要件確認欄（消費税の課税・免税事業者等）及びナラシ対策の申込となっていますので、ゲタ・ナラシに加入される方は、忘れずに記載の上、提出をお願いします。

経営所得安定対策等とは

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と農業者の拠出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（ナラシ対策）を実施しています。

また、食料自給率・自給力の維持向上を図るため、飼料用米や麦などの戦略作物の本作化の推進や、地域の特色のある産地の創造を支援する等、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金等を実施しています。

国の交付金の内容・単価

○畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

【対象者】 認定農業者、集落営農*、認定新規就農者

①数量払：生産量と品質に応じて交付

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	4,213円/60kg	4,559円/60kg
二条大麦	5,010円/50kg	5,360円/50kg
はだか麦	8,503円/60kg	8,972円/60kg
大豆	9,464円/60kg	9,749円/60kg
そば	17,139円/45kg	- 円/45kg
なたね	7,720円/60kg	- 円/60kg

注) 平均交付単価は、香川県における令和5年産の単価です。

令和5年産から、交付単価が課税事業者向け単価と免税事業者向け単価に分かれました。

②面積払(営農継続支払)：

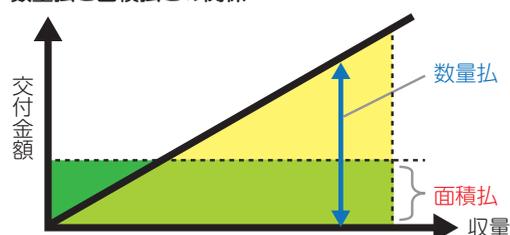
当年産の作付面積に基づき、数量払の内金として交付
20,000円/10a（「そば」：13,000円/10a）

面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

※集落営農（ゲタ・ナラシ対策）

規約の作成、対象作物の共同販売経理のほか、市町が将来の農業経営の法人化や地域の農地利用集積について確実と認めることが必要。

数量払と面積払との関係



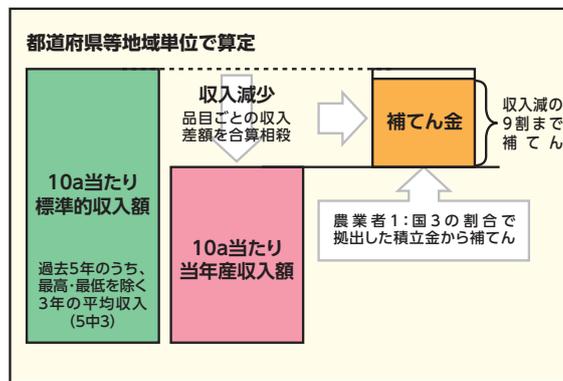
〇米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

【対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
米、麦、大豆等の当年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

〔 対策加入者と国が1対3の割合で拠出。〕
〔 ※積立金は掛け捨てではありません。 〕

★「収入保険制度」と重複しての加入はできません。



運用上の注意点

需要に応じた米生産のため、具体的な出荷・販売予定に従い計画的に生産したものが対象になります。

- ①米を生産予定の農業者は、7月1日までに「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要
- ②積立金の納付期限は、8月31日

【水田活用の直接支払交付金】

【対象者】

水田(交付対象水田)で飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を販売目的で生産する農業者

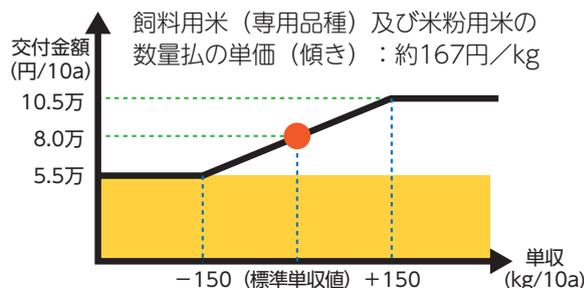
交付対象水田の注意点

交付対象水田は、たん水設備(畦畔等)や用水路等を有する等、水田の機能を有していることが必要です。
また、5年間に一度も水稲作付け(水張り)が行われていない農地は、令和9年度以降は交付対象外となります。

戦略作物助成

対象作物 ※1	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※2	35,000円/10a ※3
WC S用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米・米粉用米	収量に応じ 55,000～ 105,000円/10a ※4

- ※1 基幹作のみ対応になります。
- ※2 子実用とうもろこし(飼料用)を含みます。
- ※3 多年生牧草について、当年産において播種を行わず収穫のみを行う年は、10,000円/10aで支援します。
- ※4 飼料用米(SGS:ソフトグレインサイレージ含む)の取組のうち、一般品種は標準単価75,000円/10a(数量払55,000～95,000円/10a)です。
今後、標準単価は段階的に引き下げられ、令和8年度には、標準単価65,000円/10a(55,000～75,000円/10a)になります。



注1 標準単収値=地域の合理的な単収 ×

当年産のふり目1.70mm以上の10a当たり収量
ふり目1.70mm以上の10a当たり平均収量

※令和5年産から1.70mmのふり目の収量を用いて、数量払いの単価を計算することになりましたが、飼料用米をふりにかけていない農業者が、実際にふりにかけていただく必要はありません。

注2 数量払いによる助成は、農産物検査又は農産物検査によらない手法*により助成対象数量が確認できることを条件とします。

※ふり目や水分含有率等を明記した販売伝票などによる確認
注3 標準単収値の各地域への適用に当たっては、地域農業再生協議会が当該地域に応じて定めている単収(地域の合理的な単収)を適用します。
なお、地域の合理的な単収は当年産の作柄(作柄表示地帯別)に応じて調整します。

<加工用米、新規需要米に取り組まれる農業者の皆様へ>

加工用米、新規需要米に取り組まれる方は、あらかじめ、需要者と販売契約を締結した上で、7月1日までに中国四国農政局香川県拠点へ取組計画申請書等を提出する必要があります。

ただし、JA等の農業者団体の取組に参加される場合は、団体から申請されます。

お問い合わせ先<経営所得安定対策関係>

中国四国農政局 香川県拠点 地方参事官室(経営所得安定対策担当)

〒760-0019 香川県高松市サンポート3番33号
高松サンポート合同庁舎南館5階
電話:087-883-6503



0120-38-3786

受付時間 (平日)9:00~17:00

【令和6年度の産地交付金】

産地交付金は、水田を活用した作物の生産性向上などの取組みを支援するもので、国から配分された交付金の範囲内で、県や地域農業再生協議会が助成内容を設定します。

＜活用方法の基本的な考え方＞

- 新規需要米の作付推進や麦の二毛作推進により、水稻の作付確保を支援します。
- 担い手による麦の品質及び生産性向上を確実に進めるとともに、引き続き、麦の二毛作及び「みどりの食料システム戦略」の取組の一環となる資源循環の耕畜連携への取組みを支援します。
- 地域の実情に応じた重点園芸品目（野菜等）や地域特産物の生産拡大など、地域の主体的な品目振興や産地化への取組みを支援します。

＜活用方法の主な見直し内容と具体的な使途＞

- ◇交付対象作物の作付面積の拡大により、所要額が増加しているため、全般に助成単価を減額します。
なお、二毛作の麦担い手集積助成、採種麦生産助成、みどりの食料システム戦略推進助成は単価を維持します。
- ◇水稻作付面積の拡大を図るため、新規需要米（飼料用米、米粉用米、WC S用稲）の作付増加面積に対して助成を行う「新規需要米拡大加算」を新たに加えます。
- ◇麦担い手集積助成について、麦の品質及び生産性向上を図る前提として、品質・生産性向上に資する取組を基本要件とします。

県の交付金の主な内容・単価 ※いずれも、販売目的で作付けすることが必要です。		交付単価(10a当たり)	
		6年度(予定)	
多様な水稻の生産拡大	担い手が新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)に取り組んだ面積に対して助成	基幹作	9,000円
	「多収品種・専用品種」に取り組んだ面積に対して加算 ※非担い手を含みます。	基幹作	4,000円
	新規需要米(飼料用米、米粉用米、WCS用稲)の作付増加面積に対して加算 ※非担い手を含みます。	基幹作	10,000円
	「新市場開拓用米(輸出用米)」の面積に対して助成	基幹作	19,500円
	加工用米の作付面積に対して助成 ※共同乾燥調製施設の利用など、生産性向上に取り組むことが必要です。	基幹作 二毛作	11,500円
麦・大豆の生産振興	担い手が作付けした麦類の面積に対して助成 ※赤かび病防除など、生産性向上に取り組むことが必要です。	基幹作 二毛作	2,500円 15,300円
	採種麦農業者の種子用麦の面積に対して助成	基幹作 二毛作	5,300円 15,300円
	担い手が作付けした大豆の面積に対して助成	基幹作 二毛作	9,500円
	地域協議会が選定した重点園芸品目(野菜)や地域特産物などの作付面積等に対して助成 ※詳細は、各地域協議会にご確認ください。	地域協議会毎に設定	
地域に応じた取組みの推進	そば、なたねの作付面積に対して助成 ※排水対策の実施が必要です。	基幹作	20,000円
	新市場開拓用米の作付面積に対して助成	基幹作	20,000円
	新市場開拓用米の複数年契約の作付面積に対して加算 ※コメ新市場開拓等促進事業で採択された方が対象です。	基幹作	10,000円
	地力増進作物の作付面積に対して助成 ※水稻作付減少面積と地力増進作物増加面積のどちらか少ない方が対象です。 ※R4以前からの農業共済又は収入保険への加入が必要です。	基幹作	20,000円
	「みどりの食料システム戦略推進助成」として、担い手が実施した資源循環の耕畜連携の取組面積に助成 ※飼料作物を生産する水田へ家畜由来のたい肥を散布することが必要です。	基幹作 二毛作	11,500円

注) 担い手とは、集落営農、認定農業者、認定新規就農者です。

その他、詳細な要件については、別途、ご確認ください。

上記の交付金は、国からの配分見込み額から算定したものであり、配分額によっては減額となる場合もあります。また、「捨て作り」など管理等が不適切な場合は交付されません。

水田の耕作者の皆様へ

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田が厳格化されました!

令和4年度から水田活用の直接支払交付金の水田要件が厳格化され、5年間に一度も、水稲作付け（水張り※）が行われていない農地は、令和9年度以降、交付対象水田としないことになりました。

※特例的措置の「水張り」とは、「1か月以上の湛水管理」と「連作障害による収量低下が認められないこと」のどちらも確認できることが要件です。

水田を利用する耕作者へのお願い



- ①水稲作付けをできる限り実施するとともに、水稲の作付けができない場合は、1か月以上の水張りを検討しましょう。
 - ②各農地を確認し、用排水路等が整備できていない農地については、湛水できるよう農地の所有者等に働きかけ、整備してもらう必要があります。
 - ③麦や野菜の期間借地の場合、所有者等と耕作者間で調整して、水張りを行いましょう。
 - ④水張りを行う水田については、営農計画書に実施予定日等を記載し、地域農業再生協議会に所定の方法により報告してください。
 - ⑤借受けている農地は、期間満了まで借受けを継続してください。
 - ⑥水張りが困難な農地については、地域計画の話合いのなかで、交付金の影響のない受け手との農地の交換等も検討してください。
- ※野菜栽培の場合も、連作障害の回避のため、水稲作付け（水張り）を行いましょう。



水稲作付け（水張り）が行われなかった農地はどうなるの？

○畑作物や野菜等の場合、連作障害の発生により収量が減少

麦や大豆、野菜等は、連作により、連作障害が発生します。

○水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成や産地交付金）の交付対象外となる

今後、5年間に一度も、水稲作付け（水張り）が行われなかった農地については、令和9年度から交付対象外になります。一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻りません。

○交付対象から外れた農地は、所得低下となる

麦作や飼料作物の収入の多くは国の交付金ですので、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成等がなくなる場合、所得は大きく減少します。



水田活用の直接支払交付金の交付対象でない農地は、麦作収入がどれくらい低下するの？

○水田活用の直接支払い交付金がなくなると、収入は大幅に減少します。

<参考>水田活用の直接支払い交付金による小麦の10a当たり収入について

水田活用の 直接支払交付金	収入(円)				計
	小麦品代	畑作物の 直接支払交付金	水田活用の直接支払交付金		
戦略作物助成			産地交付金		
あり	15,583	31,591	35,000	2,500	84,674
なし	15,583	31,591	—	—	47,174

※小麦品代 41.6円/kgで算出、収量 374.6kg/10a、畑作物の直接支払い交付金 5,060円/60kg、

小麦の戦略作物助成は 35,000円/10a、産地交付金は担い手が基幹作で生産性向上の取組みを行う場合 2,500円/10a

※5年間に一度も水稲作付け（水張り）が行われなかった農地は、野菜を対象とする産地交付金も交付されません。

水田の所有者の皆様へ

担い手が農地を借りてくれなくなるかも

5年間に一度も水稲作付け（水張り）が行われなかった農地は、令和9年度から、国の水田活用の直接支払交付金の対象外になることから、多くの担い手が借入れしなくなることが予想されます。（一度交付対象外になると、原則、交付対象水田に戻りません。）

水稲作付け（水張り）を行えるよう排水路等を整備し、水田機能を維持しましょう。

水田の所有者へのお願い



【農地を貸付けている方】

- ①農地の受け手に水稲作付けまたは水張りをを行うよう依頼しましょう。
- ②用排水路等の不具合がある場合は、所有者自らが調整してください。
- ③地域外の担い手は、地域の水利慣行など、水張りをを行うことが難しいことがあります。耕作者と相談の上、近隣農家や地域の水利組合等と協力して対応するようお願いします。



【自作されている方】

- ①現在、自作されている方でも、今後、農地を貸す可能性がある方は、水稲作付けまたは水張りを行いましょう。
- ②営農計画書を提出していない場合は、水稲作付け(水張り)を行うことを各市町地域農業再生協議会に報告してください。

水稲作付けや水張りが行われなかった場合、今後どのような問題が想定されるのか？

- ①水稲作付け（水張り）が行われなかった農地については、水田活用の直接支払交付金の交付対象外となり、新たな借受けを断られたり、既存の貸借を解約される可能性があります。
- ②農地の受け手がいなければ、自ら農地を管理する義務があります。
- ③自ら管理できない場合は、機械銀行等に管理を委託する必要があります。
適正に管理するには、最低年2回は耕起等をする必要があります。（県内機械銀行平均作業料金：耕起11,300円/10a、畦畔草刈40～350円/m）



問合せ先

○水田農業やその交付金関係について

お近くの各市町地域農業再生協議会（各市町役場の農業主務課内）または、**香川県農業生産流通課** 電話 087-832-3418 まで

○地域の農地の貸借について

お近くの各市町農業委員会や市町駐在の農地集積専門員 または、**公益財団法人香川県農地機構** 電話 087-816-3955 まで

これから始める水稲栽培 vol.16



「善く遊ぶ者は溺れ、善く騎る者は墮つ」⇒自信過剰になると、そこに油断が生まれて失敗することがよくあります。気を引き締めてスタートです。(つとむさん(59歳))

「水稲栽培で一番のポイントは何か？」と聞かれたら、私は迷わず「代かき」と答えます!!香川県では、昔から、「水」は日々の農作業の中で一番の関心事でした。この貴重な「水」を、大切に使いましょう!

16回目は、「代かき」です。

※水の便や水利慣行、田んぼの水持ちを考えて、代かきを一工夫。私は、兼業農家のため、土日しか水入れができないため、「荒代かき+本代かき」の2回作業を実施しています。今回は私の作業例です。ご参考に!!

荒代かき (本代かきの一週間前)



畦畔際からの「水」の横浸透の防止です!!

- ①入水後、まずは、畦畔際をトラクターの後輪で踏んでます(ロータリは上げたまま)
※モグラ(「おんごるもち」香川の方言)対策も…
- ②その後、枕地を2回程度、搔いておきます

本代かき (本代かきは縦横2方向で)



水田に湛水した「水」の縦浸透の防止です!!

これでもため過ぎ??

- ①代かき時の入水量の目安:田面に土が8割、水が2割程度見える状態
※わらや草を土中に埋め込みやすい
※田面が確認しやすい
※水の有効活用
※肥料成分の流出を防止
- ②代かきも、連接耕ではなく、一うね置き耕で…
※体感速度アップ
※枕地へ土を寄せない
- ③最後に、四隅の高いところの土をロータリをおろし、ロータリは回転させず、中に土をひっぱります

この一連の作業を実施してから、水持ちが激変!! 手間をかけるのは「代かき」です!!

赤かび病防除を徹底しましょう!!

- 赤かび病の発病は気象要因によるところが大きく、出穂期から乳熟期にかけて曇天・降雨が続き気温が高い状態で発生が懸念されます。
- 特に、麦類の出穂期以降の気温が高く、湿度の高い日が3日以上続いたり、連続的な降雨となる場合は多発生が予想されます。
- このため、麦類の出穂や開花状況などを十分確認のうえ、1回目は開花始め、2回目は1回目防除の7~10日後の**合計2回の防除**を必ず実施しましょう。



注) 赤かび病 (被害粒) 発生程度により、収穫した麦類が出荷停止となる場合があります。

区分	防除時期	防除薬剤	希釈倍数	使用時期/回数
1回目	開花始め	トップジンM水和剤	1,000~1,500倍	はだか麦: 収穫30日前まで/出穂期以降は1回 小麦: 収穫14日前まで/出穂期以降は2回以内
2回目	1回目の防除の7~10日後	ワークアップフロアブル	2,000~3,000倍	はだか麦、小麦: 収穫7日前まで/3回以内

散布方法など詳しくは栽培しおりを参照してください。

農業使用にあたっては、農薬のラベルを十分確認のうえ使用時期、使用回数、使用量を守るようお願いいたします!

内容に関するお問い合わせ先

香川県農業協同組合中央会 総合対策部 総合対策課 …… TEL: 087-825-2503
 香川県農業協同組合 営農部 農産指導課 …… TEL: 087-818-4104
 香川県 農政水産部 農業生産流通課 …… TEL: 087-832-3418
 香川県農業再生協議会ホームページ …… <https://www.saiseikyo-kagawa.jp/>

